

1 事業活動の制限

日野自動車株式会社が令和四年三月四日に公表した同社製造のエンジンに係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に伴い同社が同日以降実施している生産活動の制限

2 事由

日野自動車株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、同社の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比二十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比二十パーセント以上であること

3 指定期間

令和四年三月四日から令和五年三月三日まで